

Title	福田守利著 『日系アメリカ人の法律問題：その合衆国における歴史と発展』
Sub Title	Moritoshi Fukuda, "Legal problems of Japanese-Americans : their history and development in the United States"
Author	平, 良(Taira, Ryo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1981
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.54, No.8 (1981. 8) ,p.129- 131
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19810815-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

Moritoshi Fukuda

Legal Problems of Japanese-Americans

—*Their History and Development*

in the United States—

Keio Tsushin Co., Ltd. 1980, 220. + XX pp.

福田守利 著

『日系アメリカ人の法律問題』

—その合衆国における歴史と発展—

アメリカにおける日系アメリカ人の問題についてはすでに社会学や歴史の点からの研究や紹介は行われているが、法律の観点からこの問題を扱っているものはなかった。本書は日系アメリカ人問題を法律学の視点からとらえたものである。

本書の著者福田守利氏は慶應義塾大学において法学を学び、その後アメリカのミシガン大学において研究を行い、ミシガン大学法学博士 S. J. D. の学位論文としてまとめたものが本書である。従って本書は英文で書かれているが紹介に当って各章、節などについて

ては邦訳しておくこととする。

本書「日系アメリカ人の法律問題—その合衆国における歴史と発展」は、本文においては次の構成から成り立っている。

第一章 帰化と移民

第二章 通常の職業および土地と関係のない外国人の権利

第三章 外国人土地法、憲法および条約上の問題

明治時代初期において日本からの対米移民は、米国が移民の受入に特別な立法的障壁を加えていなかったことや米国自体の労働力の必要性といったことから独立当初からの原則にもとづいて、とくに移民に対する制限は行われていなかったが、二十世紀に入ると移民制限に移ってくる。一九二四年の割当移民はその立法上の施策であったし、日本人移民との関係においては白人、アフリカ人以外に対する帰化の制限、農業移民を主としている日本人に対して州法による土地取得の制限といったことによつて日本人移民に対する制約を加えて来ている。これは州法の問題であり、とりわけ日本人移民に向けられている土地問題については第三章にふれているが、第一章は、一般的な帰化、移民制限問題について建国以来の立法の推移や、アジア系移民の機会を否定しようとする議会や州の動向、日米外交交渉上の問題に及んでいる。そもそも法律家の分析の対象となる判例のようなものは、ごく稀に表れるものであつて、その点について著者の法律家としての素養が生かされている。しかし判例の分析のみでは全体を通観することは出来ないのであつて本書に見られるように、国際政治、国内政治上の資料による説明が適當である。このこ

とから議会において展開される立法上の論議から、ジャーナリズムに表れる反応におよぶことになるし、問題が国際間に展開されることから外交交渉上の経緯におよぶことになる。しかも、外交が連邦の問題であるとはいえ移民の具体的な生活の場所は州でありそこには連邦と州の利害の調整の問題が生ずるのである。著者はこのように多岐にわたる問題を豊富な資料によつて解明しているのでありその成果は見るべきものがある。

もとより問題によつて用いられる資料の面に精粗のあることは避けられない。第一章は主として移民と帰化の問題であるから、連邦と国際関係が中心となり、第三章は土地法の問題であるから連邦と州の問題が重要となることは避けられないところである。もつとも土地取得の問題は移民と帰化の可能性に結びつくものであるから、その点においては相互に関係があるものといえる。

第一章の移民と帰化、第三章外国人土地法については、それが緊急の問題であつた時代にわが国において若干の紹介がされている。またアメリカにおいてはこの問題は少数民族におきた特別の問題であつただけに広く紹介されていたものではなく、日系人差別問題は主として戦時中の拘留問題として憲法上の議論として知られている。このことから本書は従来断片的に紹介されて来た問題を総合的にとらえて、歴史的・理論的な分析を行つたことにその価値を認められる。

最初の日本からの移民がアメリカに入国したのは一八八六年といわれているのであるから一八七三年の帰化法および一八七五年の白

人およびアフリカ人への帰化が容認される原則の認められていた時期であり、それ以外の人種に対して帰化を予想していなかつた時期であつたともいえる。ここでアメリカへの移民という中にハワイへの移民は含まれるのであろうか、それはハワイがアメリカに併合されたのは一八九八年であるから、ハワイへの移民はアメリカへの移民とは別に考えられるものであつたと共に、ハワイがアメリカと併合されることによつてハワイへの移民がアメリカへの移民の形をとるにいたる過程において移民法・帰化法上の経過的な取扱いはどのようにされたのであろうか。またアメリカに併合された後において長い間ハワイはアメリカの直轄領であつたわけであるから、第三章との関係において州法の作用を通しての日系移民排斥の方法としての外人土地法についてハワイにおいてどのように扱われて来たものであるかも知りたいところである。また同じ時期に少数ながら移民の見られるカナダにおける対応、さらになしうるなら多数の日系移民を受け入れた南アメリカ諸国における対応との比較におよぶことが出来れば、アメリカの日系移民の受け入れに関する特別な状況が明白に訴えられることとなるであらう。あるいは日本人・中国人以外の純粋の白人といえない移民——ごく少数のアジア系移民よりも、メキシコ人のような場合——に対してどのように対応されたかを明らかにすることによつて日系移民をめぐる事情がより明白になるであらう。

第二章は土地法以外の分野について、日系移民を含む外国人に対して、アメリカにおいて見られる取扱いについて述べられており、

第一、第三章にくらべると短いものであるが、この分野は従来あまり紹介されていない部門である。日系移民が農業移民であつたことから、主たる関心は土地法に向けられているが、それ以外の分野においてもある種類の営業許可権について日系移民に対する特別の取扱が見られるのであり、このことは一九一一年の友好条約にもとづく両国市民の利益の相互保障の原則と関係するものである。このことは一九五三年の条約においてより広汎になり明らかになつているとはいへ現在においてもすべて解決している問題とはいへないのである。

外国人土地法の問題は合衆国における連邦法と州法が複雑に関り合つていと共に、条約にもとづく国際法にも関連する領域である。このことからこの問題についてはそれぞれについての正しい知識をもたなければ正確な分析を果しえないのである。アメリカへの日本移民は農業移民であり、土地の入手については特別の熱意を持つていたことから、当時いくつかの州法・州憲法に見られる、帰化不可能な外国人に対し土地所有を制限する原則は移民の生活の根底におよぶ問題である。このことから、そもそも州法・州憲法上の法則は合衆国憲法の原則、とりわけ南北戦争時の修正である修正第一四条の適法手続にてらして合憲といえるかといった問題を生ずるのであり、財産権所有の自由と州の警察権能の行使といった十九世紀末から二十世紀にかけて多くの分野において争われている問題に直面することになる。さらに属地的にアメリカ国籍を取得するにいたつた、移民の二世を利用する土地取得に対する州の対応についても

ふれるところがある。筆者は多くの判例の分析を通してこの問題の推移を解明しているのである。この点についてはまた、当時の日本において外国人の土地所有について制限を認めていたという現実が、日本移民の主張を弱いものとしていたといえるし、根本的には第二次大戦後の新しい友好条約によらなければならぬ問題であつたともいえる。もつとも外国人土地法自体はそれに先立つて違憲に当るものとして取扱われるものである。

このようなアメリカにおける少数民族に当る日系人の問題は、その利害の属する日系人以外にとつては特別な関心をひきおこすものではなく、この種の研究はその少数民族に属する学者によつて行われるのが通例であろう。その場合にややもすると、しいたげられて来た少数民族に属するものとして客観的な分析を失つた感情論におちいりやすいものであるが、筆者は感情論に流されることなく、冷静な分析を行つていと考えられる。さらにこの問題は英文によつてアメリカの読者に紹介されると共に、日本語によつてわが国の読者にも紹介されるべき問題であり、折をえてこの問題について日本語による発表の行われることを期待している。

平 良